

# 令和5年第2回三重県議会定例会 教育警察常任委員会

## I 議案補充説明

- 1 議案第58号 「特定事業契約の変更について」…………… 1

## II 所管事項説明

- 1 「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案（修正版）について…………… 4
- 2 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る中間案及び「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」中間案について…………… 22
- 3 教員不足への対応について…………… 25
- 4 「県立高等学校入学者選抜」再募集における応募資格の検討状況について…………… 31
- 5 「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」中間案について…………… 34
- 6 特別支援学校の整備について…………… 38
- 7 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」最終案について…………… 40
- 8 審議会等の審議状況について…………… 46

別冊1 三重県教育ビジョン（仮称）中間案（修正版）

別冊2 三重県教育ビジョン（仮称）中間案に対する意見への対応

別冊3 三重県教育ビジョン（仮称）の策定に関するアンケートの結果概要

別冊4 三重県教育ビジョン（仮称）中間案（修正版）新旧対照表（案）

別冊5 三重県立学校施設長寿命化計画（改定に係る中間案）

別冊6 三重県立学校施設長寿命化実施計画 第Ⅱ期（中間案）

別冊7 三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）（中間案）

別冊8 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針（最終案）

令和5年12月14日  
教育委員会

# I 議案補充説明

## 議案第 58 号 特定事業契約の変更について

### 1 概要

令和 4 年 3 月 24 日に締結した民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定事業契約である「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業 PFI 事業事業契約」について、鈴鹿青少年センター（以下「センター」という。）の改修に係る物価変動、アスベストの検出、ダイセーフオレストパーク（鈴鹿青少年の森）（以下「森公園」という。）の管理面積の変更を原因とする増額の変更契約を締結します。

### 2 契約概要

- (1) 事業期間 令和 4 年 3 月 24 日から令和 23 年 3 月 31 日まで
- (2) 契約金額 変更前：4,770,405,068 円（消費税等含む）  
変更後：5,025,940,533 円（消費税等含む）
- (3) 契約相手方 鈴鹿市矢橋一丁目 23 番 4 号  
鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社  
代表取締役 益田 直樹
- (4) 主な契約内容
  - ①センター  
設計・建設業務／開業準備業務／運営業務／維持管理業務
  - ②森公園  
運営業務／維持管理業務

### 3 契約変更の原因

- (1) センター改修に係る物価変動
  - センターの改修にあたり、整備費用の物価変動にかかる「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の整備運営事業 PFI 事業事業契約書」（以下「契約書」という。）の規定のとおり、基準指標により改定率を算出し、センターの改修整備費用の増額を行います。  
変更額：132,523,975 円
  - ・物価変動にかかる変更規定  
基準指標：「建設物価」（財団法人建設物価調査会発行）の建築費指数における「都県別指数(名古屋)：構造別平均 RC」の「建築」「設備」  
改定率：契約締結日の属する月の指標値とセンターの建設工事の着工日の属する月の指標値を比較し、1.5%を超える部分

## (2) アスベスト検出

センターの改修にあたり、事業者が詳細に現地調査を行ったところ、当初公募時には予見することができなかつた箇所からアスベストが検出されたので、契約書に規定されているリスク分担に基づき、処理費用の増額を行います。

変更額：63,011,190円

### ・アスベスト検出場所

#### ①変更契約対象項目

壁 吹付塗装下地調整剤／床 シート接着剤

#### ②積算上想定していた項目等

屋根 コロニアル葺／壁 石綿化粧ボード／壁 有孔石綿ケイカル化粧板  
／天井 石綿ケイカル板／煙突 断熱材

## (3) 管理面積変更

森公園において鈴鹿市が設置を計画していたサッカースタジアムについて、鈴鹿市から設置等に係る許可の取消し申請があったため、令和5年2月に許可を取り消しました。これに伴い、森公園の管理面積が増加したことから、森公園の管理運営に係る費用を増額します。管理区分図は、別紙1のとおりです。

変更額：60,000,300円 ※県土整備部予算

## 4 今後の予定

令和6年3月 センター改修工事完了

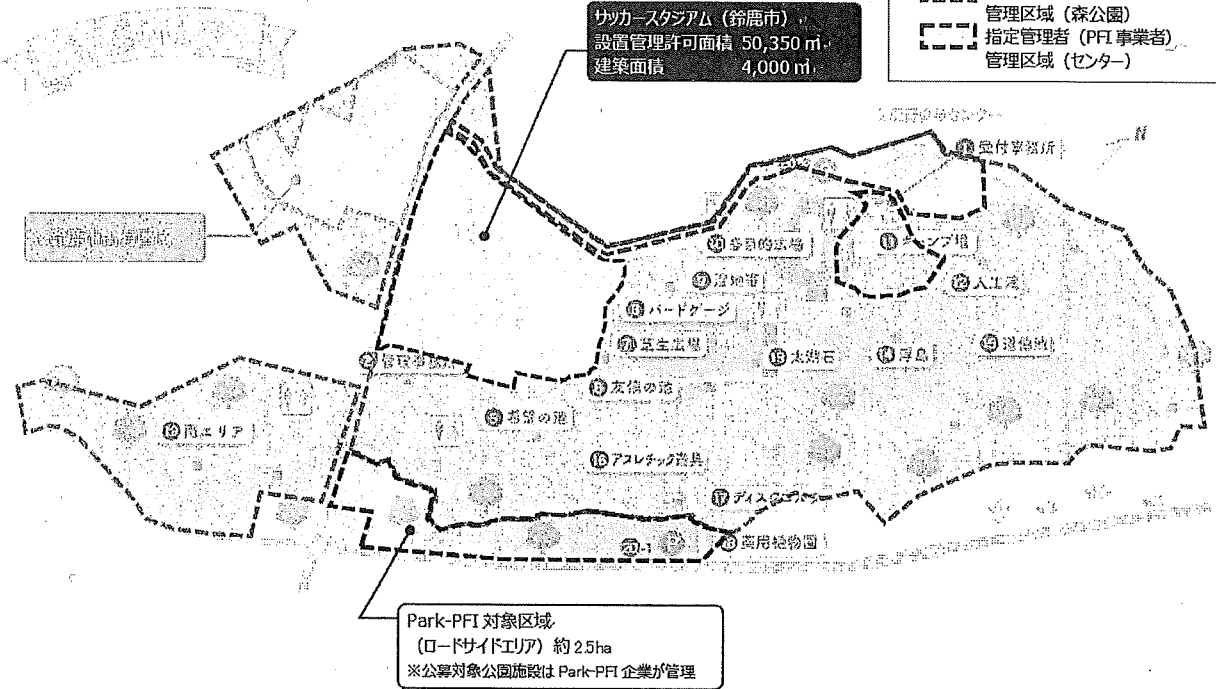
令和6年4月1日 センターリニューアルオープン

公園の管理区分図

変更前

■管理区分図

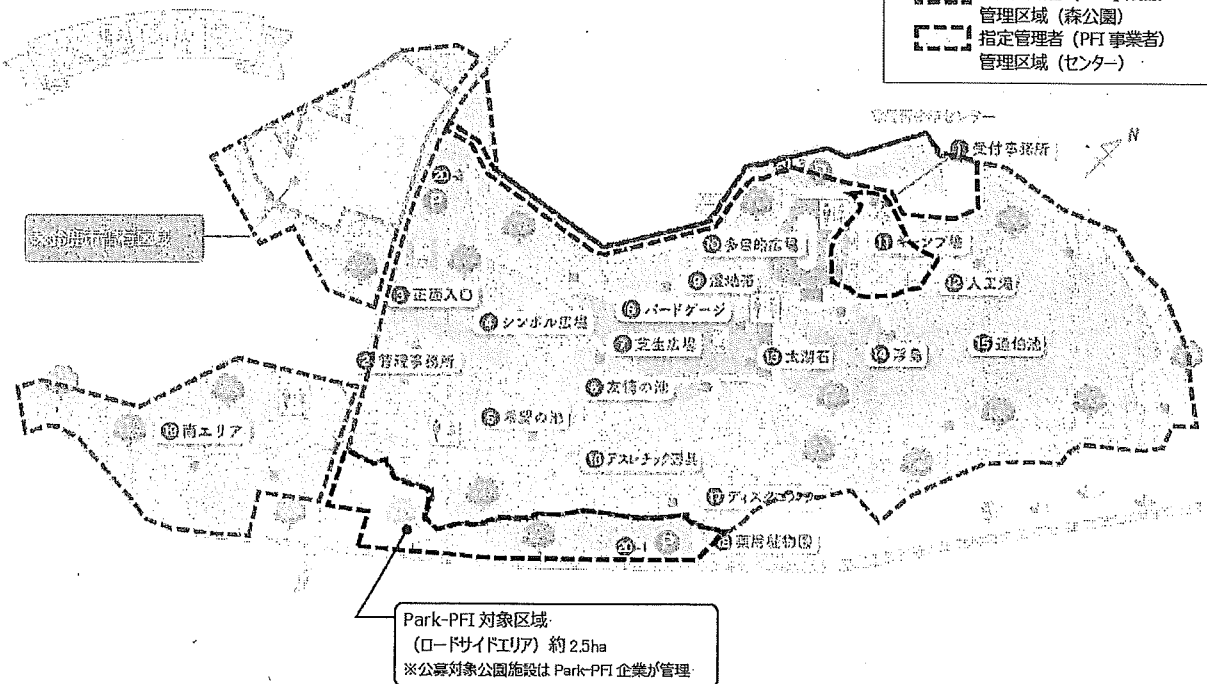
《R5.4 ~ R23.3》



変更後

■管理区分図

《R5.4 ~ R23.3》



# 1 「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案（修正版）について

現行の三重県教育ビジョンの計画期間が令和5年度で終了することや、令和5年10月に「三重県教育施策大綱」が策定されたことから、次期の「三重県教育ビジョン（仮称）」を策定しています。

県議会や三重県教育改革推進会議での審議、パブリックコメント、子どもたちの意見等をふまえ、**別冊1**のとおり中間案（修正版）を取りまとめました。

## 1 県議会の意見への対応について

令和5年10月5日の教育警察常任委員会において、中間案に対していただいた意見とその対応状況は次のとおりです。

No.	施策名等	意見	対応
1	全体	次回、KPIを設定するにあたっては、多角的な視点を取り入れることを検討していただきたい。	各施策のめざす姿の実現に向けて、その進捗を把握するKPIについては、施策をより効果的に実施するため、成果に関する指標や活動量に関する指標を組み合わせ設定しています。 また、中間案（修正版）では、より多角的な視点から施策の進捗を把握できるよう、KPIを追加しました。
2	基本施策 特別支援教育の推進 (42頁)	特別な支援を必要とする子どもたちの持てる力や可能性を伸ばしていくためには、多様な子どもたちのニーズに応えていくことが重要ではないか。	特別支援学校に在籍する子どもたちが、自己選択・自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、一人ひとりの状況や発達段階に応じたキャリア教育を進めるとともに、地域生活への円滑な移行を支援することを記述しています。
3	健康教育・食育の推進 (71,73頁)	食育は、子どもたちが生涯にわたって健康の保持増進を図っていく上でも重要ではないか。また、国産食材の重要性について記述してはどうか。	食育は、生涯にわたって健康を保持増進することにつながることを記述しました。 また、国産食材等に対する子どもたちの理解を促進する取組を進めることについて記述しました。

No.	施策名等	意見	対応
4	学びのセーフティネットの構築・学びの継続 (134頁)	中途退学した生徒の割合に関するKPIについて、対象者に定時制や通信制の生徒も含めてはどうか。	KPI「中途退学した高校生の割合」については、全日制に加え、定時制・通信制の生徒も対象とするよう修正しました。
5	教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進 (135頁)	教職員の人材確保についても施策名に取り入れてはどうか。	施策6(1)「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」の施策名を「教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進」に修正するとともに、「めざす姿」に教職員の人材確保に関する記述を追加しました。
6	教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進 (135頁)	臨時的任用教員のうち、正規採用を希望する者への取組も必要ではないか。	現在、一定期間以上の教員経験を有する者に対しては、試験の一部免除等の措置を講じているところです。 また、教職を志す者を採用する機会を増やす取組として、教員採用選考試験に併せた育児休業等代替任期付講師の選考等を行っています。

## 2 パブリックコメント、意見交換会・アンケートについて

「三重県教育ビジョン（仮称）」（中間案）について実施したパブリックコメントの概要は次のとおりであり、詳細は別冊2のとおりです。

また、児童・生徒・大学生との意見交換会、児童生徒を対象として実施した「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定に関するアンケートの結果の概要は別紙1のとおりであり、詳細は別冊3のとおりです。

### (1) パブリックコメント実施（意見募集）期間

令和5年10月10日～令和5年11月9日

### (2) 意見内容

#### ①意見数

63人・団体の方々から、187件の意見をいただきました。

これらの中には同じ内容の意見もありましたので、129件に集約して整理しました。

②項目別意見件数

項目	意見数
はじめに	2
第1章 総論	23
1 教育を取り巻く現状	8
2 子どもたちに育みたい力	9
3 教育施策の基本的な考え方	—
4 教育ビジョンを貫く視点	5
第2章 基本施策・施策	87
基本施策1 未来の礎となる力の育成	36
基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成	7
基本施策3 特別支援教育の推進	10
基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり	7
基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進	11
基本施策6 学びを支える教育環境の整備	16
第3章 教育ビジョンの実現に向けて	
全般	17
合計	129

(3) 意見への対応状況

対応区分	件数
① 意見や提案内容を反映させていただくもの	39
② 意見や提案内容が既に反映されているもの	34
③ 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	56
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	—
⑤ その他 (①～④に該当しないもの)	—
合計	129

### 3 主な変更点

県議会の意見やパブリックコメント、児童生徒を対象としたアンケート等をふまえた主な変更点は次のとおりです。

中間案から中間案（修正版）への変更箇所（新旧対照表）については、別冊4のとおりです。

No.	施策名等	頁	変更内容	備考
1	はじめに（策定の趣旨）	1	「持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」に関する記述の追加	新旧対照表 No. 1 パブコメ（1）
2	子どもたちに育みたい力	27	「三重の教育宣言」に関する記述の追加	新旧対照表 No. 8
3	教育ビジョンを貫く視点	37	「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の基本的な考え方に関する記述の追加	新旧対照表 No. 12 パブコメ（38）
4	基本施策・施策	44	施策名「外国につながる児童生徒の自立を支える力の育成」から「外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成」へ変更	新旧対照表 No. 16、17
5	基本施策・施策	45	施策名「教職員の資質向上とコンプライアンスの推進」から「教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進」へ変更	新旧対照表 No. 19、20 県議会意見（5）
6	一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進	49	家庭教育の担い手である保護者に対する支援に関する記述の追加	新旧対照表 No. 22、23
7	一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進	50	経済的困窮や虐待などの問題を抱える家庭に対する支援に関する記述の追加	新旧対照表 No. 23
8	一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進	50	「お互いを認め合い支え合う学校づくり」に関する記述の追加	新旧対照表 No. 24 アンケート



No.	施策名等	頁	変更内容	備考
9	一人ひとりの自己肯定感を涵養する教育の推進	52	家庭や学校とは異なる居場所での支援に関する記述の追加	新旧対照表 No. 27 パブリックコメント (49)
10	健康教育・食育の推進	71	生涯にわたる健康の保持増進に関する記述の追加	新旧対照表 No. 33 県議会意見 (3)
11	健康教育・食育の推進	73	国産食材への理解促進に関する記述の追加	新旧対照表 No. 39 県議会意見 (3)
12	体力の向上と運動部活動改革の推進	76	学校体育施設等の有効活用と維持管理に関する記述の追加	新旧対照表 No. 41 パブコメ (79)
13	グローバル教育の推進	84	外国語指導助手 (ALT) や国際交流員 (CIR) 等との交流に関する記述の追加	新旧対照表 No. 52 アンケート パブコメ (88)
14	一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進	96	発達障がい支援の経験が少ない教員等への支援体制の充実に関する記述の追加	新旧対照表 No. 62 パブコメ (92)
15	一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進	97	KPI「特別支援教育に関する高い専門性を生かした指導・支援を行った高等学校の割合」の追加	新旧対照表 No. 67 パブコメ (93)
16	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	101	特別支援学校の狭隘化への対応に関する記述の追加	新旧対照表 No. 74 パブコメ (97)
17	いじめや暴力をなくす取組の推進	104	安全・安心な学校づくりに関する記述の追加	新旧対照表 No. 75 アンケート
18	防災教育・防災対策の推進	126	災害時における学校安全の確保や学校再開の支援等に関する記述の追加	新旧対照表 No. 99
19	子どもたちの安全・安心の確保	128	熱中症対策の観点からの体育施設等の空調設備の整備に関する記述の追加	新旧対照表 No. 100

No.	施策名等	頁	変更内容	備考
20	学びのセーフティネットの構築・学びの継続	132	家庭や学校とは異なる居場所での支援に関する記述の追加	新旧対照表 No. 103
21	学びのセーフティネットの構築・学びの継続	134	K P I 「子どもの居場所数」の追加	新旧対照表 No. 108
22	学びのセーフティネットの構築・学びの継続	134	K P I 「中途退学した高校生の割合」について、定時制・通信制を対象に追加するとともに、進路変更により中途退学した高校生を対象から除外	新旧対照表 No. 109 県議会意見（4）
23	教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進	135	人材確保に関する記述の追加	新旧対照表 No. 110 県議会意見（5）
24	I C Tを活用した教育の推進	145 146	専門人材の活用等に関する記述の追加	新旧対照表 No. 119、122 パブコメ（89）
25	学校施設の整備	154	特別教室や体育施設等の空調設備の整備に関する記述の追加	新旧対照表 No. 129 パブコメ（17）
26	家庭での学びの応援	157	幼稚園等の子育て支援拠点としての役割に関する記述の追加	新旧対照表 No. 130

#### 4 K P Iについて

中間案（修正版）の作成にあたり、K P I（重要業績評価指標）の選定理由や目標値の設定理由等を別紙2のとおり取りまとめました。

## 5 名称と副題について

計画の名称と副題について、次のとおりとしたいと考えています。

三重県教育ビジョン

～子どもたちが個性を輝かせ、望む未来を実現していくために～

- ・三重県では本県における教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針として平成23年度に「三重県教育ビジョン」を策定し、以降3次にわたる計画に沿って施策を展開してきました。こうした中、「三重県教育ビジョン」については、県民の皆さん、県内教育関係者に定着している名称であると考え、引き続き、この名称を使用していきたいと考えています。
- ・副題には、子どもたちが個性を伸ばし、一人ひとりが望む未来を描き、その実現に向けて取り組んでいくという姿勢が重要であるという想いを込めています。

## 6 今後のスケジュール

令和6年3月 教育警察常任委員会（最終案）  
教育委員会定例会における議決で確定

## 「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定過程（令和5年12月）

### 1 「三重県教育改革推進会議」における審議

「三重県教育改革推進会議」（三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するために、条例により設置された有識者会議）において、これまでに4回審議いただきました。策定までに計5回審議いただく予定です。

### 2 児童・生徒・大学生との意見交換会

学校や教育に対して望むこと等について、小学生、中学生、高校生、特別支援学校の児童生徒、教職を志して県内大学教育学部で学んでいる大学生と意見交換を行いました。

校種	開催校	訪問日	参加者数
大学	皇學館大学	令和4年12月1日	9名（4年生4名、3年生5名）
	三重大学	令和4年12月7日	18名（4年生6名、3年生12名）
高等学校	四日市工業高校	令和4年10月20日	4名（3年生4名）
	津高校	令和4年10月5日	8名（1年生3名、2年生4名、3年生1名）
	津商業高校	令和4年9月30日	6名（3年生6名）
	宇治山田高校	令和4年10月18日	7名（2年生2名、3年生5名）
	伊賀白鳳高校	令和4年9月28日	8名（1年生3名、2年生3名、3年生2名）
特別支援学校	盲学校	令和5年10月24日	13名（小学部1名、中学部5名、高等部6名、専攻科1名）
中学校	四日市市立南中学校	令和4年10月7日	6名（2年生3名、3年生3名）
	松阪市立嬉野中学校	令和4年10月13日	7名（3年生7名）
	伊勢市立倉田山中学校	令和4年9月29日	6名（3年生6名）
小学校	桑名市立長島中部小学校	令和4年10月3日	4名（6年生2名、5年生2名）
	津市立南が丘小学校	令和4年10月21日	8名（6年生8名）
	名張市立名張小学校	令和4年10月3日	72名（6年生72名）

### (1) 主な意見

- ・教育実習では、授業を行うことの難しさもあったが、それを乗り越えたときの喜びも知ることができたので、もっと子どもたちと関わる機会が増えると教員志望が増えると思う。(大学生)
- ・子どもたちの自己肯定感を育むには、お互いの長所を見つけ、認め合うことが大切。教育実習で、自分自身も子どもたちに認められる嬉しさを実感した。(大学生)
- ・1人1台端末の活用には、動画を何度も視聴できることや、授業の中で意見を言いくいことが表現しやすいというメリットがある。(高校生)
- ・コロナ禍で減った交流活動を取り戻せるよう、もっとクラスや学年を越えた交流を増やしたい。(高校生・中学生・小学生)
- ・話し合う活動を取り入れることによって、これまでにない新しい考えを導き出すことができる。(小学生)
- ・学校に来るとみんなに会え、話しをしたり一緒に勉強したりすることが楽しい。  
(特別支援学校小学部児童)
- ・地域の人と関わりながら学習を進めている学校も多い。本校でももっと外部の活動に積極的に参加したり、最先端の学問を学んだりするなど、いろいろな経験を積みたい。(高校生)
- ・幼稚園や保育所での地域学習を通じて、自分たちも小さい頃に地域で活動したことを思い出し、地域の人にいろいろな場面で見守られていたのだと実感した。(中学生)
- ・性の多様性や障がいのある生徒に配慮し、多目的トイレやエレベーターの配置などの環境整備が進むと、みんなが安心して過ごしやすい学校になると思う。(高校生)
- ・市内の中学校でも廃部になる部活動があり、地域連携・地域移行がすすむことにより、みんなが希望する部活動ができるようになれば嬉しい。(中学生)

## 3 「三重県教育ビジョン（仮称）」の策定に関するアンケート

### (1) 実施期間

令和5年10月10日～令和5年11月9日

### (2) 対象者

公立小中学校、公立義務教育学校、県立高等学校および県立特別支援学校に在籍する小学校（小学部）4年生から高校生（高等部）までの児童生徒

※専攻科を含む

### (3) 回答件数

17,004件（1人1台端末等を活用し、インターネット経由で回答）

#### (4) 主な意見

##### ①よりよい学校生活を送るためには、どうしたらよいと思いますか。

- ・授業では、答えが正しいか間違いかにかかわらず、自分の考えに自信をもって発表できるようなクラスの雰囲気をつくってほしい。(中学生)
- ・生徒が黙々と問題を解くのではなく、コロナ禍で減少してしまった友達と一緒に考え発表する機会を増やして、学習のインプットとアウトプットをバランスよくしてほしい。(高校生)
- ・タブレットをつかうと、みんなが意見を発表しやすくなるから、授業でもっとつかえるようにしてほしい。(小学生)
- ・友だちと一緒に勉強すると集中力が高まる。みんなが仲良く、みんなとたくさんお話ができるようにすると、学校で安心して生活することができてよいと思う。(特別支援学校小学部児童)
- ・よりよい学校生活を送るために、校則は、生徒みんなの意見を聞き、生徒が自分たちで今の時代にあったものに見直すことができるようにするとよいと思う。(高校生)
- ・先生に好きなことやがんばっていることを知ってもらえるとうれしいから、先生とゆっくり話せる時間をたくさんつくってほしい。(小学生)
- ・移動先の教室や体育施設が暑いと勉強に影響するので、授業で使う場所にはエアコンをつけてほしい。(中学生)

##### ②学校が、いじめや暴力のない安心できる場所となるためには、どうしたらよいと思いますか。

- ・「自分がされていやな事は友だちにしない」という気持ちをみんながもてば、いじめや暴力はなくなると思う。(小学生)
- ・みんなが、日常生活の中でいじめの原因となるような悪口や暴言などを簡単に言わないように気を付けていくことが大切だと思う。(中学生)
- ・自分の意見を言えないようなクラスの雰囲気を作らないよう、一人ひとりが友だちとの間の言葉遣いに気をつけ、感謝の気持ちをしっかり伝えるように意識することが大切だと思う。(高校生)
- ・いじめられている人を見かけたとき、誰もが直接やめるように言える雰囲気を作ることや、すぐに先生や近くにいる大人に相談することが大切だと思う。(中学生)
- ・スクールカウンセラーがいるのは知っているが、相談している人をあまり見かけたことがないので、相談体制についてきちんと案内していくことが大切だと思う。(高校生)

「三重県教育ビジョン（仮称）」中間案（修正版）の施策のKPI

基本施策 1 未来の礎となる力の育成

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の目標値の設定理由
(1) 一人ひとりの自己肯定感につながる教育の推進	普段の生活の中で、幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合	「普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか」という質問に対して、「よくある」、「ときどきある」と肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	ウェルビーイングとは身体的・精神的・社会的に良い状態にあることから、子どもたちの生活の場である家庭や学校など、普段の生活の中で幸せな気持ちになることがある子どもたちの割合を選定しました。	小学生 90.1% 中学生 87.9%	小学生 91.0% 中学生 90.0%	現状値が全国平均と比較して小学生は低く、中学生は高くなっている状況をふまえて、小学生は全国平均、中学生は90%を目標として設定しました。
	自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合	「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	自己肯定感は意欲を高め、子どもたちが自信をもって成長するための原動力となることから、自分にはよいところがあると思う子どもたちの割合を選定しました。	小学生 81.9% 中学生 80.9%	小学生 84.0% 中学生 82.0%	現状値が全国平均と比較して小学生はやや低く、中学生はやや高くなっている状況をふまえて、小学生は全国平均（令和5年度83.5%）を上回るよう、中学生は現時点の数値を上回ることを目標として設定しました。
(2) 確かな学力の育成	「全国学力・学習状況調査」における本県の子どもの学力の伸び	「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の4階層（ABCD層）におけるAB層の公立小中学生の割合（全国を100とした場合の本県の値）（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	子どもたち一人ひとりに学習指導要領で求められる確かな学力を育み、子どもたち全体の学力を伸ばすことが大切と考え選定しました。	小学生 97.1 中学生 98.4	小学生 101.0 中学生 102.0	全国学力・学習状況調査において、AB層の子どもの割合が全国平均より低いことから、全ての子どもたちの学力を向上させることで、全国の割合を100とした本県の値を毎年度1ポイントずつ伸ばしていくことを目標として設定しました。
	授業で、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思う子どもたちの割合	「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	確かな学力の定着には、授業において、課題解決に向けて主体的に学習に取り組むことが大切であることから選定しました。	小学生 79.1% 中学生 81.6%	小学生 82.4% 中学生 87.4%	中期的には増加傾向にあり、現状値は全国平均と比較して小学生は同程度、中学生はやや高くなっています。今後も、増加傾向を継続させていくことをめざし、令和9年度に小学生で3.3ポイント、中学生で5.8ポイント増加することを目標として設定しました。
(3) 幼児教育の推進	幼保小接続に関する研修等を実施した市町の数	「幼保小接続に関する研修等を実施しましたか」という質問に対して、「実施済み」と回答した市町の数（三重県教育委員会調べ）	幼稚園・保育所等、小学校を所管している市町が主体となって研修等を実施することが、円滑な幼保小接続に資することから選定しました。	21市町 (R4)	29市町	令和4年度の実績値から毎年度2市町ずつ増加し、令和9年度には全ての市町において幼保小の円滑な接続を図るための取組を実施することを目標として設定しました。
(4) 人権教育の推進	学校における人権教育を通じて、人権を守るための行動をしたと感じるようになった子どもたちの割合	県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「そう思った」、「やや思った」と回答した生徒の割合（三重県教育委員会調べ）	自他の人権を守るための実践行動力を育成することが人権教育の目的であり、行動に向かう意欲や態度を育むことが必要であることから選定しました。	93.1% (R4)	100%	自他の人権を守ろうとする意欲や態度を全ての子どもたちが身につけられるように取り組むことを目標として設定しました。

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の 目標値の設定理由	
(5)	道徳教育の推進	道徳の授業で「考え、議論」している子どもたちの割合	「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	道徳教育は子どもたちがよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことをめざし、道徳的な課題について子どもたち一人ひとりが自分自身の問題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」を実現することが大切であると考えたことから選定しました。	小学生 82.1% 中学生 87.3%	小学生 87.0% 中学生 90.0%	現状値は、小学生では全国平均より低く、中学生では高くなっています。公立小中学校で道徳科授業を充実し、令和5年度の全国平均（小83.6%、中86.3%）を小中学生とも3ポイント程度上回ることをめざし、小学生では毎年度約1.2ポイント、中学生では約0.7ポイントずつ増加し、令和9年度には小学生87%、中学生90%の達成を目標として設定しました。
	読書活動・文化芸術活動の推進	授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	「学校の授業時間以外に、1日あたりどれくらいの時間、読書を読みますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	豊かな心の育成につながるため、読書活動の推進を行うことで読書に親しむ子どもが増えることが重要であることから選定しました。	小学生 57.2% 中学生 44.7%	小学生 60.0% 中学生 49.4%	子どもたちの読書習慣が、公立小中学生ともに全国平均に達していないため、全国平均値に達することを目標として設定しました。
(6)	高等学校の文化部活動で外部の専門家が実技指導等を実施した回数	県立高等学校の文化部活動において、外部の専門家による実技指導等を実施した回数（三重県教育委員会調べ）	県立高等学校の文化部活動において、外部の専門家による実技指導等の充実が大切であることから選定しました。	2,893回 (R4)	3,325回	令和9年度までに、学校部活動振興事業において配当されている時間数を達成することができる実技指導の回数を目標として設定しました。	
	健康教育・食育の推進	むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校（小学部）の割合	年間を通じて、給食後の歯みがき指導またはフッ化物洗口を実施している公立小学校および県立特別支援学校（小学部）の割合（三重県教育委員会調べ）	歯と口の健康づくりは、生涯にわたり健康で充実した生活を送るための基礎として重要であり、子どもたち一人あたりの平均むし歯指数が、全国平均と比べて高い状況が続いていることから選定しました。	40.2% (R4)	100%	全ての公立小学校および県立特別支援学校（小学部）が、むし歯予防に努め、給食後の歯みがき指導またはフッ化物洗口に取り組むことを目標として設定しました。
(7)	健康教育・食育の推進	朝食を食べている子どもたちの割合	「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して、「している」、「どちらかといえば、している」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、楽しい雰囲気ですることは、生涯をとおして健康的な生活のリズムを形成するための基礎となり、朝食を欠食する子どもたちが毎日摂取することが重要であることから選定しました。	小学生 93.6% 中学生 91.5%	小学生 95.1% 中学生 93.1%	朝食を欠食する子どもたちが、摂取できるように、食育や朝食メニューコンクール、保護者への啓発等の取組をとって、全国上位の割合に達することを目標として設定しました。
	体力の向上と運動部活動改革の推進	運動する時間を自ら確保している子どもたちの割合	「学校の体育・保健体育の授業以外で、運動（体を動かす遊びを含む）やスポーツを合計で1日およそどれくらいしていますか」という質問に対して、1週間の総運動時間が7時間以上と回答した公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）	体力の向上を図るには、日常生活で運動する習慣を身につけることが大切であることから選定しました。	小学生 39.3% 中学生 75.9% (R4)	小学生 45.3% 中学生 78.4%	現状値は小学生が全国平均と同程度、中学生は全国平均より高くなっていますが、近年、本県の子どもの運動時間は減少している状況です。令和6年度には以前の水準にもどし、以降も同様の増加傾向を続けていくことを目標として設定しました。
(8)	運動部活動の地域連携・地域移行に取り組んでいる中学校の割合	運動部活動について、地域連携・休日の地域移行に取り組んでいる公立中学校の割合（三重県教育委員会調べ）	運動部活動改革を推進し、公立中学校において休日の運動部活動の地域連携・地域移行を進める必要があることから選定しました。	51.0%	100%	令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、段階的に地域連携・地域移行を推進し、全ての公立中学校が取り組んでいることを目標として設定しました。	



基本施策2 未来を創造し社会の担い手となる力の育成

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の目標値の設定理由
(1) キャリア教育の推進	目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）	子どもたちが目標を定め、先を見通して行動できる力は、これからの社会において必要であることから選定しました。	小学生 90.9%(R4) 中学生 90.5%(R4) 高校生 71.0%(R5)	小学生 100% 中学生 100% 高校生 85.1%	現状値は、小中学生で約9割の子どもたちが肯定的な回答をしていることから、100%を目標にしました。高校生はこれまでの増加傾向を継続させ、令和5年度と比べて令和9年度までに14.1ポイント高めることとして目標を設定しました。
	学校外の活動に自ら参加し、将来の進路を考えることにつなげている高校生の割合	地域・社会、企業、大学等が実施する取組や活動、インターンシップ等への参加を通じて、将来の進路について考えることにつなげている県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）	社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身につけるには、進路に関係するさまざまな体験の機会に主体的に参加し、自らの進路について考えることが大切であることから選定しました。	82.8%	100%	在学中にインターンシップを経験した県立高校生の割合と、大学・短大等と連携した学習活動を実施した県立高等学校の割合を参考に、全ての県立高校生が、体験活動での経験を将来の進路を考えることにつなげていることを目標として設定しました。
(2) グローカル教育の推進	国際的視野や論理的・科学的思考力、探究心を育む取組に参加した生徒の数	国際的視野を広げ、多様な価値観を理解したり、論理的・科学的思考力、探究心を育んだりするために県が実施する取組に参加した公立小中学生および県立高校生の数（三重県教育委員会調べ）	グローバル化が進展する中、子どもたちが多様な価値観を理解するとともに、論理的・科学的思考力、探究心を身につけることが大切であることから選定しました。	中学生 898人(R5) 高校生 224人(R4)	中学生 1,600人 高校生 320人	中学生は、公立中学校で各クラス1名が参加することを目標として設定しました。高校生は、参加者20名の講座を毎年度1講座ずつ増やし、参加生徒を増やすことを目標として設定しました。
	地域や社会をよくするために何かしてみたいと考える子どもたちの割合	「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	地域が持続的に発展していくためには、子どもたちが、地域への愛着・誇りを持ち、地域の課題解決に主体的に参加する経験を積むことが重要であることから選定しました。	小学生 77.9% 中学生 68.8%	小学生 80.0% 中学生 70.0%	現状値は、小中学生とも全国平均より高くなっています。今後も上昇傾向を続けることをめざし、小学生では毎年度約0.5ポイント、中学生では約0.3ポイントずつ増加し、令和9年度には小学生80%、中学生70%に達することを目標として設定しました。
(3) 新たな価値を創り出す力の育成	困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している高校生の割合	「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）	将来を予測することが難しい社会において、生徒が困難だと感じることに對して前向きに挑戦することが社会の変化に対応する力として必要であることから選定しました。	76.0%	84.8%	これまでの増加傾向を継続させ、令和5年度と比べて、令和9年度までに8.8ポイント高めることとして目標を設定しました。
	実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	科学、技術、工学、リベラルアーツ・教養、数学等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）	身近な地域や世界規模の課題を設定しその解決に向け深く考察し行動する探究活動や、多様な考え方を持つ仲間との学びや個々の教科の学びを基礎とし教科横断的な学びを行うSTEAM教育、地域の産業や特色を題材にした地域課題解決型学習を推進する必要があることから選定しました。	32校 (R4)	56校	これまでの増加傾向を継続させ、令和9年度までにすべての県立高等学校（全日制）で実施することを目標として設定しました。
(4) 主体的に社会を形成する力の育成	地域や社会をよくするために、社会の形成者として権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）	18歳で成年を迎えることとなる高校生が、社会を構成する一員として権利を行使し、責任を果たすことの大切さを理解している必要があることから選定しました。	63.9%	82.1%	これまでの増加傾向を継続させ、令和5年度と比べて、令和9年度までに18.2ポイント高めることとして目標を設定しました。

基本施策3	特別支援教育の推進
-------	-----------

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の 目標値の設定理由
(1)	一人ひとりに応じた切れ目のない教育の推進	特別支援教育に関する高い専門性を生かした指導・支援を行った高等学校の割合	県立高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒が、安心して学校生活を送るためには、一人ひとりに応じた継続的な相談・支援が必要なことから選定しました。	82.5% (R4)	100%	すべての県立高等学校において、特別な支援を必要とする生徒に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな指導や支援を行うことを目標に設定しました。
		通級による指導を担当する教職員に対する研修の受講者数	通常の学級に在籍する障がいのある子どもたちへの専門的な支援を実施するためには、通級による指導を担当する教員の専門性を高めることが必要であることから選定しました。	60人	180人	通級による指導を行う教室の設置状況をふまえ、毎年度30人ずつの教職員が研修を受講していくことを目標として設定しました。
(2)	特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進	特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	障がいのある子どもの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導・支援の充実を図り、一般企業への就職を希望する生徒の就職を実現することは、特別支援教育の成果をあらわすことになるものであることから選定しました。	100% (R4)	100%	一般企業への就職を希望している全ての生徒が、一般企業に就職することを目標として設定しました。
		特別支援学校における交流および共同学習の実施回数	県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数（三重県教育委員会調べ）	756回 (R4)	1,100回	コロナ禍により対面での活動が制限され、一度は実施回数が減少しましたが、オンラインを活用して実施することも可能になったことから、それぞれの県立特別支援学校で年間5～6回の増加、全体で100回程度の増加を目標として設定しました。

基本施策4 いじめや暴力のない学びの場づくり

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の 目標値の設定理由
(1) いじめや暴力をなくす取組の推進	いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合	「いじめについて見聞きしたとき、いじめをなくそうと自分にできることを考え行動しますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（三重県教育委員会調べ）	いじめをなくすためには、いじめ許さない心を育むことに加え、いじめを許さない行動力を育むことが重要であることから選定しました。	88.2% (R4)	100.0%	公立小中学校のすべての子どもたちがいじめをなくすために行動することを目標として設定しました。
	小中高等学校における暴力行為の発生件数	公立小中学校および県立高等学校における児童生徒1,000人あたりの暴力行為（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊）の発生件数（三重県教育委員会調べ）	子どもたちが将来にわたり、心豊かで安全・安心な社会をつくる担い手になれるよう、暴力行為を許さない心や行動ができる力を身につけることが重要であることから選定しました。	7.6件 (R4)	6.0件	暴力行為の1,000人当たりの発生件数が、令和9年度までに過去5年間の全国平均に達することを目標として設定しました。
(2) いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実	いじめや暴力の心配がなく、学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）	誰もが安心して学ぶためには、いじめや暴力の心配がなく、安全・安心を感じていることが大切であることから選定しました。	小学生 96.0% 中学生 98.0% 高校生 94.0% (R4)	小学生 100% 中学生 100% 高校生 100%	全ての子どもたちが安心を感じていることを目標として設定しました。
(3) いじめに対する迅速・確実な対応の推進	いじめの認知件数に対して解消したものの割合	当該年度のいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件を満たすものの割合（三重県教育委員会調べ）	認知されたいじめの事案に関しては、組織的な対応により、解消を図ることが重要であることから選定しました。	92.1% (R4)	100%	いじめは子どもたちの命にも関わり、人格の形成に重大な影響を与えることから、認知されたいじめは、全て解消することを目標として設定しました。
	スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った学校の割合	学校におけるいじめの問題に対する日常の取組として、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）	学校内外の専門人材を活用して、教育相談体制の構築を進めることが大切であることから選定しました。	小学校 97.4% 中学校 96.0% 高等学校 95.5% (R4)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	全ての公立小中学校および県立学校で専門人材を積極的に活用して、教育相談体制の構築が進むことを目標として設定しました。
(4) いじめ対策に関する教職員の資質向上と支援体制の充実	いじめの問題について、教職員間で共通理解を図ったり、校内研修会を実施したりした学校の割合	学校におけるいじめの問題に対する日常の取組として、「職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った」または「いじめの問題に関する校内研修会を実施した」公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）	教職員がいじめの問題に適切に対応するためには、教職員の共通理解のもと、組織的な対応が必要であることから選定しました。	100% (R4)	100%	全ての公立小中学校および県立学校でいじめ問題についての共通理解が図られ、組織としての対応が定着することを目標として設定しました。

基本施策5 誰もが安心して学べる教育の推進

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の目標値の設定理由
(1) 不登校の状況にある児童生徒への支援	学校内外で専門的な相談・指導を受けた不登校児童生徒の割合	学校内のスクールカウンセラーや学校外の教育支援センター等による専門的な相談・指導を受けた公立小中学校および県立高等学校の不登校児童生徒の割合（三重県教育委員会調べ）	不登校児童生徒の将来の社会的自立に向けて、心理等の専門人材や関係機関とのつながりを持つことが大切であることから選定しました。	小学生 70.9% 中学生 61.5% 高校生 49.9% (R4)	小学生 89.1% 中学生 88.6% 高校生 70.5%	不登校児童生徒のうち、長期にわたって欠席している児童生徒全員が、学校内外の機関等に専門的な相談等を受けた状態をめざして目標を設定しました。
	長期欠席を含む不登校児童生徒が40人を超える小中学校における「校内教育支援センター」の設置数	長期欠席を含む不登校児童生徒の数が1クラス規模（40名）を超える公立小中学校における「校内教育支援センター」の設置数（累計）（三重県教育委員会調べ）	不登校児童生徒の学習の遅れやそれに基づく不安の解消、学習や進路に関する意欲の回復のためには、校内教育支援センターの設置が大切であることから選定しました。	18校	53校	長期欠席を含む不登校児童生徒の数が1クラス規模を超える公立小中学校のすべてに「校内支援センター」を設置できるよう、今後の不登校児童生徒数の増加を見込みながら、目標値を設定しました。
(2) 外国につながる児童生徒の自立に向けた力の育成	日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得レベルに応じた教育を計画的に行っている学校の割合	日本語を用いた授業を受けられるようになることをめざし、児童生徒の日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行っている公立小中学校および県立高等学校の割合（三重県教育委員会調べ）	日本語指導が必要な児童生徒に対して、個々の日本語習得の状況に応じた教育を計画的に行えることができるよう、授業づくりや時間の設定をすることが必要であることから選定しました。	小学校 79.0%(R4) 中学校 90.9%(R4) 高等学校 68.8%(R5)	小学校 100% 中学校 100% 高等学校 100%	全ての公立小中学校および県立高等学校で日本語習得の状況に応じた教育が計画的に行われることを目標として設定しました。
(3) 防災教育・防災対策の推進	家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	家庭や自主防災組織、自治会等と連携した防災訓練などの取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）	災害時に子どもたちの命を守るためには、子どもたちの防災意識を高めるとともに、日頃から家庭や地域と連携した取組が必要なことから選定しました。	83.6% (R4)	100%	全ての公立小中学校および県立学校で、毎年度取組が実施されることを目標として設定しました。
(4) 子どもたちの安全・安心の確保	通学路の安全対策が実施された箇所割合	「通学路交通安全プログラム」に基づく通学路安全点検により把握した、学校および教育委員会が安全対策を行うべき箇所のうち、対策済みの箇所の割合（三重県教育委員会調べ）	登下校時における子どもたちの安全を確保するためには、通学路の安全対策を行うことが重要であることから選定しました。	97.0% (R4)	100%	通学路の安全対策を行うべき全ての箇所について、速やかに対策が実施されることを目標として設定しました。
	子どもが加害者となった交通事故の件数	公立小中学生および県立高校生が当事者となった交通事故のうち、加害事故の件数（県立高校生は自損の件数を含む）（三重県教育委員会調べ）	子どもたちが危機を予測し回避する能力を高め、事故を起こさない行動ができる力を身につけることが重要であることから選定しました。	小中学生 49件 高校生 140件 (R4)	小中学生 0件 高校生 0件	交通安全教育の推進により、子どもたちが、主体的に判断し行動ができる力を身につけ、加害者となった事故がない状態を目標として設定しました。
(5) 学びのセーフティネットの構築・学びの継続	子どもの居場所数	子ども食堂や学習支援の場など、学校や家庭以外で子どもが気軽に集える「子どもの居場所」の数（三重県子ども・福祉部、三重県教育委員会調べ）	子どもの居場所は、食事の提供や学習支援、体験機会の提供、悩みを抱える子どもや保護者への相談支援、行政等と連携した円滑な対応など、さまざまな役割を担っており、子どもの豊かな育ちの実現につながることから選定しました。	232	408	県内の公立小学校数や学習支援の実施状況等をふまえ、地域の実情に応じた子どもの居場所づくりが広がることを目標として設定しました。
	中途退学した高校生の割合	県立高等学校（全日制・定時制・通信制）に入学した生徒のうち、「学業不振」、「学校生活・学業不適応」、「経済的理由」を理由として中途退学した生徒の割合（三重県教育委員会調べ）	県立高校生が教育活動を通じて豊かに成長し、できるだけ退学に至らないようにすることが大切であることから選定しました。	0.40%	0.32%	「学業不振」、「学校生活・学業不適応」、「経済的理由」を理由とする中途退学率の全国上位の割合を参考に、令和9年度までに毎年度0.02ポイントずつ減少することを目標として設定しました。

基本施策6 教職員の資質向上とコンプライアンスの推進

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の目標値の設定理由
(1) 教職員の資質向上・人材確保とコンプライアンスの推進	研修とその後の教育実践により自らの資質・能力の向上が図られたとする教職員の割合	「研修とその後の教育実践により自らのライフステージに応じた資質・能力を高めることができましたか」という質問に対して、「できた」と回答した教職員の割合（三重県教育委員会調べ）	経験年数や職種に応じた法定・必修研修を実施し、教職員が授業に生かして実践することで、資質・能力の向上を図ることが重要であることから選定しました。	51.2% (R4)	62.0%	経験年数や職種に応じて教職員の資質・能力の向上を図る必要があることから、令和4年度の実績値から毎年度2.0ポイントずつ増加することを目標として設定しました。
	リーダーシップを発揮して、課題の改善に向け学校マネジメントの取組をより効果的に進めている学校の割合	「研修の成果や自身の経験を反映させ、課題の改善に向け組織的に取り組むことができましたか」という質問に対して、最も肯定的な選択肢である「取り組んでいる」と回答した公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）	学校や学級の抱える課題の改善を組織的に進めるためには、組織マネジメント力を高め、組織運営体制を強化することが重要であることから選定しました。	小学校 44.6% 中学校 47.7% 県立学校 36.3% (R4)	小学校 50.0% 中学校 53.0% 県立学校 42.0%	学校を取り巻く課題の改善に向け、組織マネジメント力を高め、組織運営体制を強化する必要があることから、令和4年度の実績値から毎年度1.0ポイントずつ増加することを目標として設定しました。
	コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合	組織的マネジメントシート（教育委員会事務局）、学校マネジメントシートまたは行動計画（県立学校）、学校経営の改革方針等（小中学校等）において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点で「達成済み」となった所属・公立学校の割合（三重県教育委員会調べ）	教職員の不祥事を防止していくためには、所属長・学校長のリーダーシップのもとで所属・学校単位でのコンプライアンスの徹底に向けた取組を実施していくことが基本であることから選定しました。	100% (R4)	100%	全ての所属・学校においてコンプライアンスの徹底が図られることが必要であることから、毎年度100%を目標として設定しました。
(2) 学校における働き方改革の推進	総勤務時間に関する教職員の満足度	教職員満足度調査（公立小中学校および県立学校対象）における「総勤務時間」の項目の満足度（5点満点）（三重県教育委員会調べ）	教職員満足度調査は、教職員の満足度や意欲・問題意識等を把握するものであり、「現在の総勤務時間は適切か」の設問に対する満足度は、学校における働き方改革の成果をよりの確に反映していることから選定しました。	2.37 (R4)	2.71	令和4年度の結果をもとに、4段階の回答のうち「D（そう思わない）」の回答者を0人とすることを目標として設定しました。
(3) ICTを活用した教育の推進	学習の中でICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う子どもたちの割合	「学習の中でPC・タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うか」という質問に対して、最も肯定的な選択肢である「役に立つと思う」と回答した公立小中学校の児童生徒の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）	1人1台端末環境の下で、子どもたちが既存のICTを十分に活用するとともに、将来のICTの変化・進化にも適応する力を身につけることが大切であることから選定しました。	小学生 68.4% 中学生 61.4%	小学生 72.5% 中学生 65.5%	小中学生とも、令和5年度調査の全国上位の結果を参考に、毎年度1ポイント程度上昇するよう目標を設定しました。
	1人1台端末を効果的に活用して指導できる教職員の割合	子どもたちがICTを活用して、互いの考えを交換し共有して話し合いなどができるように指導する能力に関する問いに対して、肯定的に回答した教職員の割合（文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」）	1人1台端末環境の下で、子どもたちが既存のICTを十分に活用するとともに、将来のICTの変化・進化にも適応する力を身につけるため、教職員のICT活用指導力の向上を図ることが重要であることから選定しました。	83.6%	100%	全ての教職員がICTを効果的に活用して指導できる能力を身につけることを目標として設定しました。

施策名	項目	項目の説明	選定理由	現状値 (R5)	目標値 (R9)	令和9年度の 目標値の設定理由	
(4)	地域とともにある学校づくり	地域と連携した教育活動に取り組んでいる小中学校の割合	地域住民等の参画による学習支援に取り組んでいる公立小中学校の割合(三重県教育委員会調べ)	コミュニティ・スクールをはじめ、学校と地域が連携や協働をして、子どもたちの育ちと学びを支えることが重要であることから選定しました。	小学校 75.4% 中学校 59.5% (R4)	小学校 100% 中学校 100%	全ての公立小中学校が地域と連携や協働をしていることを目標として設定しました。
(5)	学校の特色化・魅力化	授業で主体的に学習に取り組んでいる高校生の割合	「授業では、話し合う活動などをとおして、自分で考え、自分から取り組んでいると思いますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合(三重県教育委員会調べ)	学校段階間の接続の推進と県立高校の特色化・魅力化により、生徒の多様な能力・適性、興味関心等に応じた学びが実現され、生徒の学習意欲の喚起につながるから選定しました。	81.8%	86.5%	これまでの増加傾向を継続させ、令和9年度までに5.0ポイント高めることを目標として設定しました。
(6)	学校施設設備	学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数	三重県立学校施設長寿命化実施計画(第Ⅱ期)において計画している長寿命化改修に着手した建物の数(累計)(三重県教育委員会調べ)	建物の老朽化対策やトイレ等の設備の改修は長寿命化計画に基づき取組を進めますが、改修の工期は改修内容により一律ではなく、複数年にわたるものもあることから、計画の進捗状況を端的に把握するため、着手した建物数を選定しました。	41棟	検討中	現在策定中の長寿命化実施計画(第Ⅱ期)を反映した目標値とします。予算に関する協議等が整った令和5年2月をめどに目標値(建物数)を設定します。
(7)	家庭での学びの応援	家庭での学びを提供するホームページ「みっぶる広場」に掲載したコラム数	家庭での学びを提供するホームページ「みっぶる広場」に掲載した、子育ての参考となるコラム数(累計)(三重県子ども・福祉部調べ)	地域のつながりの希薄化や少子化の進行など子育てが家庭をめぐる環境が変化するとともに、家族の多様化や共働き家庭の増加等により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会や子育て中の保護者同士がつながる機会が減少しています。このため、子育てや家庭での教育に不安や悩みを持つ保護者の増加が懸念され、ホームページを通じ、より多くの保護者に情報を提供する必要がありますことから選定しました。	76 (R4)	210	これまでの増加傾向をふまえて、毎年度30コラムの増加を目標として設定しました。
		家庭教育を応援する人材の養成数(「みえの親スマイルワーク」の進行役)	みえの親スマイルワーク養成講座に参加した市町の子育て支援センター職員やPTA会員等の数(累計)(三重県子ども・福祉部調べ)	家庭教育を応援する体制づくりとして、これまでの取組に加え、市町等においてみえの親スマイルワークを推進していく必要があることから選定しました。	21人 (R4)	145人	これまでの実績をふまえ、みえの親スマイルワークの進行役が、毎年度25名増加することを目標として設定しました。
(8)	社会教育の推進と地域の教育力の向上	公民館等の社会教育活動として、ICTを活用した取組を行っている市町の数	公民館等での社会教育活動において、オンラインを活用した取組・講座等を行っている市町の数(三重県教育委員会調べ)	生涯を通じて誰もがいつでも学ぶことができるよう、ICTを活用して社会教育の学びの機会を提供することが重要であることから選定しました。	10市町 (R4)	29市町	全ての市町で取組が実施されることを目標として設定しました。
(9)	文化財の保存・活用・継承	三重県内の国・県指定等文化財数	国の指定・選定・選択・登録文化財、県の指定・選択文化財の数(累計)(三重県教育委員会調べ)	地域社会総がかりで文化財が保存・活用・継承されるようサポートを積極的に行い、市町の文化財の国・県指定・登録等を増やしていくことが大切であることから選定しました。	1,223件 (R4)	1,287件	過去5年間の国・県の指定・登録の増加平均が年間16件であることから、引き続き地域の文化財の指定・登録等にかかる支援を行い、毎年度16件ずつ増加することを目標として設定しました。

## 2 「三重県立学校施設長寿命化計画」改定に係る中間案及び 「第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画」中間案について

県教育委員会では、学校施設の維持管理・更新等にかかるトータルコストの縮減と予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するための中長期的な施設整備の方針を示し、計画的に老朽化対策を進めることを目的に、「みえ公共施設等総合管理基本方針」（平成27年3月）に基づく個別施設計画として、「三重県立学校施設長寿命化計画」（以下「長寿命化計画」という。）を令和2年3月に策定しました。

長寿命化計画の実施にあたっては、具体的な改修方策を記載した「三重県立学校施設長寿命化実施計画」（以下「実施計画」という。）を4年ごとに策定することとしています。第Ⅰ期実施計画が令和5年度で終了することから、令和6年度からの第Ⅱ期実施計画（令和6年度～9年度）の策定を行います。

併せて、策定から4年が経過した長寿命化計画について、所要の改定を行います。

### 1 三重県立学校施設長寿命化計画の改定

#### (1) 主な改定内容

##### 【1 学校施設の長寿命化計画策定の背景・目的等 (5) 対象施設】（別冊5 P.2）

現計画は、三重県教育委員会が所管する高等学校、特別支援学校を対象としているが、令和7年度に県立夜間中学が設置される予定のため「中学校」を対象に追加。

##### 【2 学校施設のめざす姿】（別冊5 P.4）

「学校施設のめざす姿」として、三重県教育ビジョンの施策を掲載しているが、令和6年3月に策定予定の次期三重県教育ビジョンの内容を追加。（本改定案では中間案（修正版）を記載）

##### 【4 学校施設整備の基本的な方針等 (2) ①改修の手法】（別冊5 P.12）

令和8年度に現在の盲学校および聾学校を集約し新築および移転予定であること、令和7年度にみえ夢学園高等学校敷地内の研修棟を用途変更し県立夜間中学を設置する予定であることから、改修の手法としている長寿命化改修、減築、建替に、「集約化」および「用途変更」を追加。

##### 【5 基本的な方針等をふまえた施設整備の水準等】（別冊5 P.16）

気候変動により夏季の気温が上昇しつつある中、熱中症対策としても空調設備の計画的な更新等が必要となっており、建物の部位ごとの主な整備水準の一覧に、「空調設備」を追加。

## 2 第Ⅱ期三重県立学校施設長寿命化実施計画の策定

### (1) 第Ⅱ期実施計画の概要

第Ⅰ期計画期間に引き続き、屋上防水や外壁などのその部位の劣化がコンクリート等の構造躯体の劣化の進行に大きな影響を与える部分の老朽化対策を重点的に実施する方針に加え、空調設備等、不具合が発生すると学校運営に支障をきたす恐れがある設備の老朽化対策についても、予防保全として重点的に実施することとします。また、特に住環境とのギャップが著しいトイレについても、引き続き、改修を進めるとともに、建物の集約化や用途変更による整備についても、順次進めていくこととします。

### (2) 第Ⅰ期実施計画の実績および課題等

#### ①実績

長寿命化改修については、屋上防水や外壁など、老朽化対策を重点的に実施しました(41棟)。緊急性の高い工事の必要性が判明したこと等により、当初の計画から一部実施校舎や内容の見直し・変更を行っています。

トイレ改修工事については、令和6年度までの5年間で全県立学校における普通教室棟のトイレの便器の洋式化、床の乾式化が行えるよう取組を進めています(令和5年度までの実績47校)。また、多機能トイレについては、令和4年度までにすべての県立学校における設置が完了しました。

#### ②課題等

第Ⅰ期実施計画中に把握した課題や環境の変化として、主に次のようなものが挙げられます。第Ⅱ期実施計画においては、これらにも留意して取り組む必要があります。

- ・月2回土日完全週休2日制での工事発注により、工事期間が長期化する傾向。
- ・バリアフリー法改正(令和2年度)に伴うバリアフリー化の一層の推進。
- ・温室効果ガス排出量削減のための、照明設備のLED化や太陽光発電設備の整備。
- ・気候変動により夏季の気温が上昇しつつある中、熱中症対策としても空調設備の計画的な更新や新規設置の必要性の高まり。

### (3) 第Ⅱ期実施計画における改修等の概要(第Ⅰ期実施計画からの主な変更箇所)

#### 【3-1 長寿命化改修 (1) 改修の内容】(別冊6 P.5)

- ・「省エネルギー化の推進」を「省エネルギー化・脱炭素化の推進」とし、その内容に、「太陽光発電設備の導入に向けての調査」を追加。
- ・「バリアフリー化の推進」の内容に、「エレベーターの設置」を追加。
- ・「快適性の向上」の内容に、「空調設備の更新等」を追加。

#### 【3-1 長寿命化改修 (2) 標準的な工期 等】(別冊6 P.5,6,7)

月2回土日完全週休2日制での工事発注を考慮し、工期をそれぞれ1か月拡大。



**【3-2 長寿命化改修（トイレ改修）（1）改修の内容】（別冊 6 P. 6）**

令和 7 年度以降は、普通教室が複数棟に分かれている学校等の改修を実施。

**【3-4 建物の集約化、3-5 建物の用途変更】（別冊 6 P. 7）**

改修の手法として「集約化」「用途変更」の項目を追加（盲学校および聾学校を集約化、みえ夢学園高等学校敷地内に県立夜間中学を設置予定のため）

**（4）今計画期間における実施予定校**

**【4-1 長寿命化改修】（別冊 6 P. 8, 9）**

第Ⅰ期と同様、築年数と屋上防水や外壁等の劣化に着目して作成したリストから抽出した使用頻度の高い普通教室を含む建物と、老朽化により雨漏被害等が深刻になっている建物について、改めて現地調査を行い、優先順位を判断しました。

第Ⅱ期では、エレベーターの設置や空調設備の更新等も実施することとし、エレベーターについては、学校の状況に応じて、未設置校の中から選定し実施、空調設備については、普通教室等における空調設備の使用状況や劣化状況等を考慮して設置から 20 年経過したものを更新します。

なお、改修を行う建物は、建物の老朽化の状況、工事の進捗状況および予算の状況等により必要が生じた場合は、随時見直しを行います。

**【4-2 長寿命化改修（トイレ改修）】（別冊 6 P. 9, 10）**

トイレ改修は、迅速に対応する必要があることから、第Ⅰ期計画の時点で、令和 6 年度までに全校において、使用頻度のもっとも高い普通教室を含む建物のトイレ（男女各縦 1 系統）の整備が完了するよう計画しています。

令和 7 年度以降は、使用頻度やこれまでの改修履歴等を考慮したうえで、普通教室が複数棟に分かれている学校等の改修に着手します。改修に際しては、「みんなのトイレ」についても、学校からの要望に応じて設置を検討します。

実施予定校は、現在の生徒数をもとに洋便器の不足状況を調査し、使用状況や老朽化の状況について、改めて現地調査を行い、優先順位を判断しました。

**3 今後の予定**

令和 6 年 3 月 教育委員会定例会および常任委員会で長寿命化計画の改定に係る最終案および第Ⅱ期長寿命化実施計画最終案を報告

### 3 教員不足への対応について

#### 1 現状と課題

教員不足については、本県においても令和5年始業時においては31名、令和5年9月1日時点では58名の教員が不足している状況であり、教育委員会として最重要課題であると考えています。

近年の特別支援学級の増加や35人学級の導入、退職者の増加により、採用者数が多い状況が続いていることから、常勤講師の多くが正規教員に合格している一方、大量退職と大量採用により年齢構成が変化したことによる産休・育休取得者の増加もあり、本県の教員不足としては、講師の不足が大きな課題となっています。

また、別紙のとおり、今年度実施した教員採用試験の受験倍率は4.3倍であり、採用予定数は確保できている状況にあるものの、受験者数は2,057名で平成6年度採用以来で最低となっていることから、教員採用試験の受験者をできる限り多く確保することが必要となっています。

#### 【教員の不足状況（R3～R5 始業日・9月1日時点）】

	R3		R4		R5	
	始業日	9月1日	始業日	9月1日	始業日	9月1日
小学校	5	17	8	28	17	31
中学校	7	16	9	20	5	20
高等学校	1	0	1	0	0	2
特別支援学校	0	0	2	0	9	5
計	13	33	20	48	31	58

#### 【令和5年度代替講師配置状況（常勤・非常勤別）】

	4月始業日				9月1日			
	代替講師必要数	常勤補充	非常勤補充	未配置	代替講師必要数	常勤補充	非常勤補充	未配置
小学校	409	386	6	17	466	422	13	31
中学校	138	127	6	5	164	137	7	20
高等学校	65	52	13	0	82	63	17	2
特別支援学校	52	32	11	9	56	36	15	5
計	664	597	36	31	768	658	52	58

※代替講師：産休・育休・病休等の代替

#### 【県教育委員会への講師登録者数の推移（H29～R4 小中・県立含む）】

	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
登録者数	610	519	444	431	403	351

## 2 人材確保の取組について

### (1) 教職の魅力を伝えるガイダンスや説明会の実施

大学生等を対象とした教職ガイダンスを平成29年度から県境の伊賀市、桑名市において実施しており、今年度は11月12日、25日に現職の先輩教員から経験談を交えた教職の魅力について、参加した59名に伝えたところです。今後、東京の三重テラスにおいても2月に実施する予定です。また、高校生を対象とした教職ガイダンスを12月以降に予定しており、教職の魅力や教員免許状の取得方法について周知することで、教職を志す人材の確保につなげます。

### (2) 大学と連携した取組

教員養成を担う大学と連携し、定期的な意見交換により教員確保に向けた課題を共有するとともに、大学との共同授業の実施や教員を志す学生が現職教員とともに受講する研修等、教職の魅力ややりがいを感じることができる機会の創設に取り組むことで、教職を志す人材の育成を図っているところです。

これまで三重大学と共同授業として実施してきた「教職入門講座」については、今年度から、1年生後期以降で受講時期を選択制としていたものを1年生後期に全員が受講することとし、内容についても、学生アンケートの結果をふまえて教職をめざすうえでの不安の解消や今日的教育課題への対策等に見直し、皇學館大学にも拡大して11月から実施しています。学生からは「学校現場の情報を教えていただき、将来の教職に対しての不安が払しょくされました。」などの声をいただいているところです。

さらに、教員を志す学生が大学入学後の早い段階で学校現場においてかかわりを持てる取組について、検討を進めているところです。

### (3) 講師等の人材確保の取組

#### ① 任期付講師等の確保、講師登録の早期呼びかけ

退職教員や教員免許状を有していながら教職に就いていない人に向けた情報発信や研修会の実施により、人材の掘り起こしを進めるとともに、令和6年度教員採用試験と併せた育児休業等代替任期付講師等の選考を行い、163名を合格としたところです。また、教員採用試験で合格に至らなかった受験者で講師を希望する者については、県教育委員会から個々に対して早期の講師登録を呼びかけ、講師の人材確保に努めているところです。

#### ② 「みえの未来の先生」相談会

「教職経験の有無を問わず、教員免許を有している方等で、三重県内の公立学校において勤務を希望する方」を対象とした「みえの未来の先生」相談会を県教育委員会主催で、11月に実施しました。当日は、25名の参加、延べ31件の相談があり、相談内容に応じて担当者が個別に話を伺うことで、学校で働くことへの疑問や不安を解消していただくとともに、免許の再授与や講師登録にかかる諸手続きの支援を行い、これまでに6名の方が講師登録を行いました。

こうした取組は市町においても実施されており、四日市市では9名、松阪市では23名、津市では34名の参加がありました。

### (4) SNS等を活用した取組

教員採用のパンフレットや県のホームページ、SNSを活用して、教員採用選考試験の情報に加え、教員として求める人物像や教職の魅力を発信することで、教員志望者の確保につなげます。

### (5) 教員採用選考試験における取組

教員採用選考試験において、常勤講師等で前年度の第1次選考試験合格者および正規教員経験者を対象とした第1次選考試験の免除、試験の早期化、小学校教諭を希望する大学3年生等を対象とした試験の実施などにより、幅広い資質・能力や経験を備えた人材の確保につなげます。

## 3 教員のサポート体制について

### (1) 専門人材、地域人材の活用

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材やスクール・サポート・スタッフなどの地域人材を活用して、教員のサポートをしています。

#### ① スクール・サポート・スタッフ

スクール・サポート・スタッフについては、県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、スムーズな任用につなげたり、業務内容や留意点等を記載した小冊子の配布や効果的な活用事例の共有などにより、各学校における効果的な活用を支援しています。また、主に地域住民や保護者を対象として任用していますが、近くからの人材確保が難しくなっている課題をふまえ、令和4年度から当初予算において小中学校のスクール・サポート・スタッフの通勤手当を県独自で確保しているところです。

#### ② 部活動指導員

部活動指導員については、毎年増員しており、令和5年度は中学校・高等学校に172名配置しましたが、予算の確保や指導者の育成などが課題となっています。県では、国に対して継続的な予算確保や補助率の引き上げなどを要望するとともに、指導者を育成するため、中学生の指導に必要な資質を身につける新たな研修を実施します。

### 【専門人材・地域人材の状況の推移】

	R3年度	R4年度	R5年度
スクールカウンセラー	62,969 時間	65,640 時間	68,557 時間
スクールソーシャルワーカー	13,705 時間	16,619 時間	24,624 時間
部活動指導員	90 名	122 名	172 名
スクール・サポート・スタッフ	全校配置	全校配置	全校配置

### (2) 学校問題解決支援事業

時間外労働が月45時間を超える教職員の要因における生活指導のうち「保護者対応」が約16～27%となっており、教職員が個人で保護者対応等の問題を抱え込むことのないシステムの構築が必要となっています。

学校だけでは解決の難しい事案に、経験豊かな学校管理職OBの活用、関係機関や専門家との連携など、外部の力を活用して取り組んでいく必要があると考えています。現在、文部科学省は、保護者からの過剰な要求に組織的に対応するため、教育委員会内に支援体制を整備する新規事業を概算要求の中で示しています。今後、この事業の実施について検討を進めるとともに、本県独自の取組としても、学校や教員からの相談に丁寧に応じ、弁護士などの専門家につなげるなど、学校トラブルに対する支援の充実に向けて、一層の体制強化を図ります。

【時間外労働が月 45 時間を超える教職員の要因(令和 5 年 4 月～ 9 月)】

	学校運営	学習指導	生活指導	うち	部活動	その他
				保護者対応		
小学校	33.1%	52.7%	10.0%	27.1%	—	4.3%
中学校	31.5%	24.0%	15.0%	22.1%	26.6%	2.9%
県立学校	25.6%	10.5%	1.6%	16.3%	60.1%	2.1%

(3) 離職防止の取組

心身のストレスを訴え離職する採用 1 年目の教員が、小中学校および県立学校において、令和 2 年度で 2 名、3 年度で 1 名、4 年度で 6 名となっています。

こうした状況をふまえ、初任者の教員には、授業時数や校務分掌を軽減するとともに、先輩教員が校内指導員として授業力や指導力向上のためのアドバイスや日々の悩みを聞いたりするなど、きめ細かいサポートをしているところです。

また、慣れない職場で疲れの出やすい時期（4 月～7 月頃）に、校長等との面談実施を促進するとともに、初任者研修において、不安や悩みを抱える初任者が、お互いに課題を共有したり、先輩教員からアドバイスを受けられる研修やセルフケアについての研修を実施しています。

さらに、初任者研修終了後も、教職 2～3 年次研修や 6 年次研修を設定し、担任経験の浅い教員の困り感に焦点を当てた選択講座や、経験年数の異なる教員と合同で行う授業実践研修を通して、若手教員がさまざまな課題に取り組んだり、自身の成長を確認したりできるようにしています。

今後もこのような学びの機会を提供し、若手教員が自信をもって教育活動に取り組めるよう、研修プログラムの充実、改善に努めます。

## 公立学校教員採用選考実施状況

年度	27	28	29	30	31	R2	R3	R4	R5	R6	
小学校教諭	申込者数	1,042	1,019	1,026	1,045	999	997	1,093	949	780	745
	受験者数	974	936	964	965	919	920	998	885	736	705
	1次合格者数	476	505	508	518	521	507	671	730	636	620
	2次合格者数	238	252	247	252	192	240	230	287	269	248
	倍率	4.1	3.7	3.9	3.8	4.8	3.8	4.3	3.1	2.7	2.8
中学校教諭	申込者数	1,032	1,020	1,005	939	933	865	884	839	781	761
	受験者数	936	937	907	868	857	810	836	785	712	691
	1次合格者数	369	359	386	358	254	341	367	407	399	400
	2次合格者数	138	133	132	126	84	115	124	139	144	141
	倍率	6.8	7.0	6.9	6.9	10.2	7.0	6.7	5.6	4.9	4.9
高等学校教諭	申込者数	848	870	806	760	645	651	543	522	515	434
	受験者数	744	760	694	666	550	584	496	484	457	387
	1次合格者数	205	268	178	169	153	179	127	149	176	154
	2次合格者数	72	87	61	57	52	62	42	49	62	55
	倍率	10.3	8.7	11.4	11.7	10.6	9.4	11.8	9.9	7.4	7.0
特別支援学校教諭	申込者数	77	76	88	97	97	107	104	103	77	67
	受験者数	74	72	82	91	91	98	102	99	72	66
	1次合格者数	36	40	48	42	49	60	54	52	51	46
	2次合格者数	16	18	21	17	16	20	18	19	17	16
	倍率	4.6	4.0	3.9	5.4	5.7	4.9	5.7	5.2	4.2	4.1
養護教諭	申込者数	218	196	219	224	211	175	207	177	170	178
	受験者数	202	181	201	209	194	167	193	164	157	169
	1次合格者数	60	56	67	77	60	66	56	64	45	41
	2次合格者数	23	19	22	28	20	22	18	20	13	12
	倍率	8.8	9.5	9.1	7.5	9.7	7.6	10.7	8.2	12.1	14.1
栄養教諭	申込者数	67	53	57	60	55	47	41	41	47	43
	受験者数	54	41	52	52	45	43	36	40	40	39
	1次合格者数	22	14	18	16	9	20	16	12	19	13
	2次合格者数	6	5	5	5	3	6	5	4	6	4
	倍率	9.0	8.2	10.4	10.4	15.0	7.2	7.2	10.0	6.7	9.8
合計	申込者数	3,284	3,234	3,201	3,125	2,940	2,842	2,872	2,631	2,370	2,228
	受験者数	2,984	2,927	2,900	2,851	2,656	2,622	2,661	2,457	2,174	2,057
	1次合格者数	1,168	1,242	1,205	1,180	1,046	1,173	1,291	1,414	1,326	1,274
	2次合格者数	493	514	488	485	367	465	437	518	511	476
	倍率	6.1	5.7	5.9	5.9	7.2	5.6	6.1	4.7	4.3	4.3

※ 倍率＝受験者数÷2次合格者数

【参考】【教員の不足状況 (R4~R5 始業日・9月1日時点)】

	R4						R5													
	始業日			9月1日			始業日			9月1日										
小学校	8	地域別内訳		28	地域別内訳		17	地域別内訳		31	地域別内訳									
		北勢	6		北勢	11		北勢	11		北勢	19								
		津	0		津	9		津	0		津	4								
		松阪	0		松阪	1		松阪	3		松阪	3								
		南志	1		南志	2		南志	2		南志	2								
		伊賀	0		伊賀	1		伊賀	0		伊賀	0								
		尾鷲	0		尾鷲	1		尾鷲	0		尾鷲	0								
		熊野	0		熊野	0		熊野	0		熊野	0								
		その他	1		その他	3		その他	1		その他	3								
中学校	9	地域別内訳		教科別内訳		20	地域別内訳		教科別内訳		5	地域別内訳		教科別内訳		20	地域別内訳		教科別内訳	
		北勢	6	国語	3		北勢	12	国語	1		北勢	4	国語	1		北勢	11	国語	3
		津	0	社会	1		津	3	社会	1		津	0	社会	1		津	2	社会	1
		松阪	0	数学	1		松阪	2	数学	5		松阪	1	数学	1		松阪	4	数学	4
		南志	0	理科	0		南志	0	理科	5		南志	0	理科	0		南志	0	理科	1
		伊賀	1	英語	1		伊賀	0	英語	3		伊賀	0	英語	2		伊賀	1	英語	8
		尾鷲	1	家庭	1		尾鷲	1	技術	1		尾鷲	0				尾鷲	0	音楽	1
		熊野	0	保健体育	1		熊野	0	保健体育	1		熊野	0				熊野	0		
									家庭	1										
		その他	1	その他	1		その他	2	その他	2		その他	2	その他	2		その他	2	その他	2
高等学校	1	教科別内訳		0	教科別内訳		0	教科別内訳		2	教科別内訳									
		国語	1		理科	1		福祉	1											
特別支援学校	2	学部別内訳		0	学部別内訳		9	学部別内訳		5	学部別内訳									
		小学部	1		小学部	3		小学部	2											
		高等部	1		中学部	3		中学部	1											
					高等部	3		高等部	2											
計	20			48			31			58										

※ 地域別内訳の各地域数は常勤講師の不足数。  
 ※ 地域別内訳のその他は非常勤講師不足分の必要時間数を集め、常勤換算した不足数  
 (非常勤講師3~6名分を常勤講師に換算すると1名など)

## 4 「県立高等学校入学者選抜」再募集における応募資格の検討状況について

### 概要

入学者選抜制度検討会（※1）では、県公立高等学校協議会からの申し入れを受けて、令和4年度から引き続き、再募集のあり方について協議しています。令和5年度は、これまで4回開催し、再募集の目的や意義について、受検生の立場にたつてあらゆる方面から協議しています。

（※1）令和5年度は、学識経験者、有識者、企業関係者、PTA（小中・高校）、市町教委代表、公立・私立の学校関係者の14人で構成

### 1 現在の状況

#### ○再募集の応募資格（「実施要項」より）

- ・「三重県立高等学校入学者選抜において合格した者は、志願できない。」としています。

#### ○募集枠、日程、検査内容

	前期選抜	後期選抜	再募集
募集枠	各高校が学科・コースの特色等をふまえて定める。	入学定員から前期選抜の合格内定者数を減じた数を募集定員とする。	入学定員から合格者数を減じた数を募集定員とする。
令和5年度選抜検査日	2月2日、3日	3月9日	3月23日
合格(内定)発表	(内定) 2月14日	3月17日	3月27日
検査内容	各高校が指定する。 ・面接 ・自己表現 ・作文 ・実技検査 ・学力検査(2教科以内)	学力検査を実施する。 国語・社会・数学・理科・英語 学校によっては、面接等を実施する。	後期選抜と同様に実施するが、後期選抜を行わず前期選抜のみ実施する高校では、前期選抜と同様に実施する。

#### ○再募集の受検状況（全日制課程）

- ・令和5年度選抜では、募集人数に満たなかった28校43学科・コースにて再募集を実施し、94人が受検しています。

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
募集人数	19校 351人	29校 423人	26校 447人	26校 452人	28校 427人
受検者数	18校 205人	21校 130人	24校 149人	22校 119人	22校 94人



## ○再募集を受検した生徒の状況

- ・令和4年度選抜および5年度選抜で受検者数が募集人数を超えた4校について、再募集を受検した生徒の状況を調査した結果、「私立高校に合格している生徒」が合格し、「どこにも合格していない生徒」が不合格となった事例がありました。

## 2 検討会での協議

- ・再募集で不合格となった「どこにも合格していない生徒」は、私立高校を受験できない家庭の事情が背景にあるなど、教育的に不利な環境のもとにありました。
- ・検討会では、どこにも合格できなかったことを、「本人の努力不足」や「子育ては家庭の問題」等、自己の責任や家庭の責任の問題としてとらえるのではなく、家庭の経済状況が子どもの進路や学力に影響を及ぼしている「子どもの貧困問題」の事象のひとつであると考えました。
- ・また、現行制度のままでは、今後も同様の事態が想定されるため、誰一人取り残さない教育を推進する観点から、受検生（生徒）の立場に立ち、現行の再募集のあり方自体を見直すべきであると考えました。
- ・再募集が、高校に合格していない者にとって、家庭の経済状況にかかわらず、高校に進学するための最後の受検機会となるよう、次の案について協議しています。

### 再募集の応募資格案

原則、県立高校又は私立高校のいずれかに合格した者は、志願できない。

\* この趣旨は、本県の公私立高等学校を合格していない者に対して、再募集を行う高校に限り、再度受検の機会を与えることにある。

ただし、私立にはない職業学科を受検する場合や家計の急変等の家庭の事情でやむを得ない場合は私立高校に合格していても、例外的に受検できるものとする。

また、「いずれかの高校に合格した者は、志願できない」とあるが、高校の入学試験に合格し最終の入学手続きをとらない者は志願できることとする。

(第3回検討会(9月開催)資料より)

### ＜委員からの主な意見＞

- ・前期・後期選抜は行ける学校を志願する生徒もいれば、行きたい学校に志願する生徒もいる。一方で、再募集は行きたい学校にチャレンジする機会であるよりも、どこにも合格していないが高校で学びたいと思う生徒にとって、最後のチャンスであるべきである。
- ・再募集のあり方は、当初は私学の経営問題から協議が始まったが、どの高校にも合格しておらず、学ぶ機会を求める生徒に対して、ありとあらゆる努力をして、その機会を設定するという方向性は正しいと考える。
- ・一人の生徒に視点をあてたところが本県らしく、一人の生徒のことを考えて制度を再構築したことが評価できる。入試制度の軸足は子どもにあるべきである。
- ・応募資格の変更により、中学校での進路指導が変わる部分もあるため、中学生・保護者に対する十分な周知期間が必要であると考えます。

### 3 今後の協議について

再募集の応募資格案について、例外的に受検できる条件を整理するなど、引き続き協議し、年度内にまとめる予定です。

### 4 その他

入学者選抜については、これまでも「保護者の転住を伴わない県外からの入学志願」制度の導入やWebによる合格者発表、Web出願システムの導入等、改善に取り組んでまいりました。

7月には、県内すべての公立中学校および県立高校の校長を対象に、現行の入学者選抜制度についてのアンケート調査を実施しました。

今後も、受検者やその保護者、中学校、高校にとってよりよいものとなるよう、アンケート結果をもとに、調査書項目の見直しなど、さまざまな観点から引き続き検討を進めてまいります。

### 【参考】全国の再募集の実施状況について

- ・全日制課程で再募集を実施している都道府県：40/47
  - 三重県と同じ応募資格（県立高校の合格者は受検できない）：26
  - どの高校にも合格または入学手続きをしていない者に限る：14
- ・再募集の前に2回の選抜を実施している都道府県（※2）：3
  - 三重県と同じ応募資格（県立高校の合格者は受検できない）：1（三重）
  - どの高校にも合格または入学手続きをしていない者に限る：2（山梨・愛知）

（※2）ほぼすべての高校で2回（前期・後期）の受検機会があり、かつ、再募集を欠員のあるすべての学校で実施している都道府県の数

## 5 「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」中間案について

令和7年4月の県立夜間中学開校に向けて、令和5年7月に夜間中学設置検討委員会を設置し、必要な事項について検討を進めてきました。夜間中学設置検討委員会での検討等をふまえ、中間案をまとめました。

### 1 「三重県立夜間中学設置基本方針（仮称）」の概要

#### (1) 構成について

- I 全国における公立夜間中学の設置状況について
  - 1 公立夜間中学設置の経緯
  - 2 公立夜間中学の一例
  - 3 全国の設置状況
  - 4 全国の公立夜間中学の状況
- II 三重県における取組状況について
  - 1 三重県における県立夜間中学設置に向けた検討状況
  - 2 設置場所について
  - 3 みえ夜間学級体験教室「まなみえ」
- III 三重県立夜間中学の設置に係る基本構想（めざす姿）
- IV 三重県立夜間中学のめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み

IV-1 芽生える	1 学びの機会の確保
	2 不登校等さまざまな事情をもつ人の学びの場づくり
	3 誰もが通いやすい学習環境の実現
	4 ICTの活用
	5 多文化共生のための環境づくり
	6 身体的・経済的不安への対応
	7 教育相談体制の充実
IV-2 伸びる	1 一人ひとりのニーズに応じた学習計画
	2 実生活に役立つ魅力ある授業づくり
	3 キャリア教育の充実
	4 学校行事や体験活動等の充実
	5 健康・レジリエンス教育の充実
IV-3 広がる	1 人とのつながり
	2 地域・社会とのつながり
	3 未来とのつながり

IV-4 円滑な学校 運営のために	1 教職員の働きやすさの確保
	2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
	3 関係機関等との連携
	4 県内の教職員へ理念の普及
	5 県民への広報・周知
資料編	

(2) 主な内容について

①全国における公立夜間中学の設置状況について（別冊7 1ページ）

全国における公立夜間中学が設置されてきた経緯や状況について整理しました。

②三重県における取組状況について（別冊7 8ページ）

これまでの三重県における検討状況、設置場所、みえ夜間学級体験教室「まなみえ」の取組について整理しました。

③三重県立夜間中学の設置に係る基本構想（めざす姿）（別冊7 13ページ）

三重県立夜間中学のめざす学校として「一人ひとりの願い（〇〇たい）が芽生える 伸びる 広がる 学校」とします。また、めざす生徒の姿として「自らの願いを見つけ、実現をめざし、学び続ける生徒」「一人ひとりのちがいを認め合いながら、共に学び、自他のよさを大切にする生徒」を掲げました。

④三重県立夜間中学のめざす姿の実現に向けた学校設置の枠組み

【芽生える】（別冊7 14ページ）

さまざまな理由により義務教育を十分に受けられなかった方を柔軟に受け入れ、義務教育の内容について学ぶ機会を提供し、年齢や国籍、学びの経験を越えて、願いや夢へのチャレンジが芽生える取組を掲げました。「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）の指定の申請を行い、学齢期の生徒も受け入れます。昼間部と夜間部を設置するとともに、多文化共生の環境づくりや教育相談体制等の充実に取り組みます。

【伸びる】（別冊7 17ページ）

安心して学ぶことができる環境の中で、多様な学びや体験を通して、一人ひとりの力が伸びるための取組を掲げました。学齢期を過ぎた生徒が「夜間中学」として特別に編成された教育課程を学ぶコースと学齢期の生徒が「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程を学ぶコースを設定し、生徒一人ひとりの学びの習熟や目的に応じて学習内容を計画するとともに、夜間中学ならではの実生活に役立つ授業や体験活動の充実等に取り組みます。

【広がる】(別冊7 19 ページ)

人、地域・社会、未来とのつながりを通じて卒業後のイメージが広がるための取組を掲げました。学年やコースを越えて学習したり、県立みえ夢学園高等学校の生徒や地域の方々と交流したりする機会を設け、生徒が自分の良さや可能性に気づき、成長できるようにします。卒業後の新たな場所での活躍につながるための学習・体験活動の提供に取り組みます。

【円滑な学校運営のために】(別冊7 20 ページ)

教職員の働きやすさの確保や関係機関との連携等、学校運営に必要な取組とともに必要な人に情報が届くよう、広報・周知を重視することについて掲げました。

<コース設定(例)>

Aコース:「夜間中学」として特別に編成された教育課程を学ぶコース

Bコース:「学びの多様化学校」として特別に編成された教育課程を学ぶコース

<時間割(イメージ例)> 月～金 週5日

校時		授業時間
0校時(昼①)	15:25～16:05	40分
1校時(昼②)	16:10～16:50	40分
2校時(昼③)	16:55～17:35	40分
HR	17:35～17:45	
3校時(昼④)(夜①)	17:45～18:25	40分
食事・休み時間	18:25～18:45	
4校時(昼⑤)(夜②)	18:45～19:25	40分
5校時(夜③)	19:30～20:10	40分
6校時(夜④)	20:15～20:55	40分

※上記はイメージ例であり、令和6年度に詳細の検討を進める。

2 今後の予定

令和5年12月中旬～ パブリックコメント

令和6年1月 第4回 夜間中学設置検討委員会

3月 教育警察常任委員会「県立夜間中学設置基本方針(仮称)(最終案)」  
教育委員会定例会「県立夜間中学設置基本方針(仮称)(最終案)」

## ※校名選定について

1 県立夜間中学の校名について、令和5年9月21日から10月31日まで公募したところ、347件（312種類）の応募がありました。その中から10案を選定し、公立中学校の生徒等による投票を実施しました。

(1) 投票期間

令和5年11月21日から12月8日まで

(2) 投票の対象者

- ・県内公立中学校の生徒および教職員
- ・県立みえ夢学園高等学校生徒および教職員
- ・みえ夜間学級体験教室「まなみえ」参加者および指導員等
- ・県立夜間中学設置検討委員会委員

約49,000名

(3) 校名候補（10案）

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ・明日葉（あしたば）     | ・うみかぜ         |
| ・ひかりの森（ひかりのもり） | ・まなみえ         |
| ・みえ奏（みえかなで）    | ・三重響（みえひびき）   |
| ・未来きずな（みらいきずな） | ・ゆめ息吹（ゆめいぶき）  |
| ・夢つむぎ（ゆめつむぎ）   | ・四葉ヶ咲（よつばがさき） |
- (50音順)

2 令和7年4月に開校する紀南地域新高等学校の校名について、令和5年10月7日から11月2日まで公募したところ、728件（362種類）の応募がありました。その中から、第2回紀南地域新高等学校校名選定委員会において11案を選定し、紀南地域の公立学校の児童生徒による投票を実施しました。

(1) 投票期間

令和5年11月27日から12月1日まで

(2) 投票の対象者

- ・熊野市、御浜町、紀宝町の公立小中学校の児童生徒（小学4年生以上）
- ・木本高等学校（全日制・定時制）および紀南高等学校（全日制）の生徒（全学年）
- ・特別支援学校東紀州くろしお学園（本校）の児童生徒（小学部4年生以上）

約2,200名

(3) 校名候補（11案）

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ・紀南木本（きなんきのもと）    | ・熊南（くまなん）      |
| ・熊野／くまの（くまの）      | ・熊野青藍（くまのせいらん） |
| ・熊野灘（くまのなだ）       | ・七里御浜（しちりみはま）  |
| ・蒼海（そうかい）         | ・東紀州（ひがしきしゅう）  |
| ・三重熊野／みえ熊野（みえくまの） | ・三重南（みえみなみ）    |
| ・南牟婁（みなみむろ）       |                |
- (50音順)

3 県立夜間中学および紀南地域新高等学校の校名については、今後、事務局で選定した3案を県教育委員会定例会において1案に選定し、県議会の議決を経て、年度内を目途に決定・公表する予定です。

## 6 特別支援学校の整備について

### 1 盲学校および聾学校について

#### (1) 校舎

老朽化対応と聾学校の津波浸水にかかる安全対策として、津市城山の県立施設跡地へ新築移転するため、現在、木材調達および埋蔵文化財調査を進めています。盲学校および聾学校の新校舎使用開始は、令和8年度中を予定しています。

令和3年度：基本設計

令和4年度：実施設計、埋蔵文化財調査

令和5年度：実施設計、埋蔵文化財調査、木材調達（予算額 109,516 千円）

令和6～8年度途中まで：木材調達、埋蔵文化財調査、建築工事（予定）

#### (2) 寄宿舍

盲学校、聾学校、および城山特別支援学校の寄宿舍を統合し、城山特別支援学校の敷地で新築工事を進めています。県立特別支援学校の唯一の寄宿舍として、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由・知的障がいに対応します。寄宿舍の使用開始は、令和6年4月を予定しています。

令和4年度：実施設計、埋蔵文化財調査、建築工事

令和5年度：建築工事（予算額 820,504 千円）

### 2 松阪・南勢地域の特別支援学校について

松阪あゆみ特別支援学校について、在籍者数の増加に対応するとともに、肢体不自由部門を設置するため、現在、校舎増築の基本設計を行っています。また、玉城わかば学園について、知的障がい部門に加えて肢体不自由部門を設置するため、今後、一部トイレ等の改修を行う予定です。松阪あゆみ特別支援学校および玉城わかば学園の肢体不自由部門の設置は、令和9年度をめざしています。

松阪あゆみ特別支援学校 増築校舎

令和4年度：土地購入

令和5年度：基本設計（予算額 35,760 千円）

令和6年度：実施設計

令和7～8年度：建築工事（予定）

### 3 西日野にじ学園について

#### (1) 現状と課題

西日野にじ学園には、四日市市および三重郡の知的障がいのある児童生徒304名（小学部：111名、中学部：62名、高等部：131名）が在籍しています。令和元年度に、隣接する旧四日市市立児童発達支援センターあけぼの学園の施設を四日市市から譲り受け、これまでに、施設内部、火災報知設備、放送設備および門扉の改修、渡り廊下棟の新築、空調設備の更新、LANの敷設等を行い、現在「なないろ棟」として使用しています。

在籍者数が増加しているため、令和6年度には「なないろ棟」に、さらに複数の普通教室を配置する必要がある見込みです。

#### 【西日野にじ学園の在籍者数の推移】

(単位：人) 毎年5月1日現在

	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05
小学部	41	44	44	55	66	72	88	97	109	111
中学部	54	51	51	52	51	57	50	51	45	62
高等部	112	121	134	132	144	143	147	140	135	131
合計	207	216	229	239	261	272	285	288	289	304

#### (2) 今後の対応

「なないろ棟」への普通教室の配置を増やすことに伴い、トイレ等の増設に今年度から対応していきます。

また、施設の狭隘化への対応として、児童生徒が専門性のある指導、支援を受けながら、可能な限り地域の学校の児童生徒とともに学ぶインクルーシブ教育システムの理念をふまえ、今後、中長期的な方策を定めて対応していきます。



## 7 「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」 最終案について

部活動のあり方検討委員会等での協議およびパブリックコメントを経て、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」について、最終案をとりまとめました。

### 1 中間案からの主な変更点（別紙1）

#### （1）「Ⅲ 大会等の在り方の見直し」

学校部活動および地域クラブ活動のどちらにも関わる内容であり、地域クラブ活動方針から、新たに項目を起こしました。

#### （2）「Ⅰ 新たな地域クラブ活動（3）指導者 ②適切な指導の実施」

「性的指向・性自認（SOGI）に関する理解を深める」と加筆修正し、参考文献⑧として公益財団法人日本スポーツ協会「体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン」を追加します。

#### （3）「Ⅰ 新たな地域クラブ活動」

根拠法令として、「学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き」と加筆修正します。

### 2 パブリックコメントの実施状況（別紙2）

#### （1）実施期間

令和5年10月6日から令和5年11月5日まで

#### （2）意見数

中間案に対するパブリックコメントを実施したところ、80件の意見（内容を整理し64件に集約）をいただきました。

### 3 今後の予定

（1）12月中に「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」をHP上で公表し、関係者に通知するとともに市町担当者会議等で説明します。私立学校には、環境生活部を通じて情報提供します。

（2）「部活動のあり方検討委員会」「作業部会」「市町担当者会議」を通して、各市町における取組状況を把握するとともに課題解決に向けた取組を推進します。

（3）国の動向を注視し、必要に応じて本ガイドラインおよび方針の改訂等について検討します。

## 【参考】「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定過程

### 1 策定体制

#### 【部活動のあり方検討委員会】

生徒にとって望ましい部活動の環境を構築する観点から、子どもたちのスポーツ・文化活動の機会を確保するとともに、部活動における教員の負担軽減もふまえ、学校における部活動のあり方、部活動の地域連携・地域移行の推進を図ります。

#### 【部活動のあり方検討委員会作業部会】

学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行について検討するため、教育委員会事務局：保健体育課、教職員課、小中学校教育課、地域連携・交通部：スポーツ推進課、競技力向上対策課、環境生活部：文化振興課による作業部会を設け、本ガイドラインおよび方針の策定や課題解決を図ります。

### 2 策定経過（令和5年度）

第1回 部活動のあり方検討委員会作業部会（5月）

第1回 部活動のあり方検討委員会（6月）

第2回 市町教育長会議（7月）

第2回 部活動のあり方検討委員会作業部会（7月）

第2回 部活動のあり方検討委員会（9月）

教育委員会定例会（9月）

教育警察常任委員会（10月）

第3回 市町教育長会議南勢志摩地域（10月）

第3回 市町教育長会議東紀州地域（10月）

第3回 市町教育長会議津・松阪および伊賀地域（10月）

第3回 部活動のあり方検討委員会作業部会（11月）

第3回 市町教育長会議北勢地域（11月）

第3回 部活動のあり方検討委員会（11月）

教育委員会定例会（11月）

教育警察常任委員会（12月）

市町担当者会議（4回）

## 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針 新旧対照表

P	最終案	中間案	備考
6	<p>(5) 部活動指導の在り方の見直し</p> <p>① 部活動の運営</p> <p>部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものです。その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動を実施する場合には、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数とする必要があります。</p>	<p>(5) 部活動指導の在り方の見直し</p> <p>① 部活動の運営</p> <p>部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものです。その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、部活動を実施する場合には、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保の観点から円滑に部活動を実施できる部活動数を設置する必要があります。</p>	<p>修正</p> <p>(県立校長会)</p>
7	<p>(6) 体罰等の根絶</p> <p>体罰は<u>学校教育法</u>でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。</p>	<p>(6) 体罰等の根絶</p> <p>体罰は<u>教育基本法</u>でも禁じられている決して許されない行為です。部活動の指導において、体罰を「厳しい指導」として正当化することは、あってはなりません。研修等を重ね、指導力の向上を図り、生徒の「心に響く指導」を心がけてください。</p>	<p>修正</p> <p>(パブコメ)</p>
10	<p>◎ 新たな地域クラブ活動方針</p> <p>I 新たな地域クラブ活動</p> <p>地域クラブ活動は、<u>学校教育法</u>（昭和22年法律第26号）又は<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>（平成18年法律第77号）に基づき、<u>学校の教育課程として行われる教育活動を除き、社会教育法上の「社会教育」【主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーション活動を含む。）】の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本</u></p>	<p>◎ 新たな地域クラブ活動方針</p> <p>I 新たな地域クラブ活動</p> <p>地域クラブ活動は、<u>学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」【主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育 およびレクリエーション活動を含む。）】の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観</u></p>	<p>追記</p> <p>(パブコメ)</p>

	<p>法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされています。</p>	<p>点からも充実を図ることが重要とされています。</p>	
1 2	<p>(3) 指導者 ②適切な指導の実施 イ また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を研修等で修得するとともに、<u>性的指向・性自認(SOGI)に関する理解を深めるよう努めるもの</u>とします。(※参考文献⑧参照) 【三重県部活動ガイドライン 2(3)(4)に準ずる】</p>	<p>(3) 指導者 ②適切な指導の実施 イ また、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を研修等で修得するよう努めるものとします。【三重県部活動ガイドライン 2(3)(4)に準ずる】</p>	<p>追記 (パブコメ)</p>
2	<p>参考文献 ⑧「<u>体育・スポーツにおける多様な性のあり方ガイドライン</u>」公益財団法人日本スポーツ協会</p>		<p>追記 (パブコメ)</p>

## パブリックコメントの結果概要

## 1 パブリックコメント実施（意見募集）期間

令和5年10月6日から令和5年11月5日まで

## 2 意見内容

## (1) 意見数

80 件のご意見をいただきました。これらの中には、同内容の意見も含まれていたことから、整理のうえ 64 件に集約しました。

## (2) 項目別意見件数

項目	意見数
はじめに	5
◎ 三重県部活動ガイドライン	
1 学校教育の一環としての部活動	5
2 適切な部活動の運営の在り方	29
◎ 新たな地域クラブ活動方針	
I 新たな地域クラブ活動	1
1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	19
2 学校との連携等	
II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備	
1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	6
2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進	
3 総合的・計画的な取組	
III 大会等の在り方の見直し	
1 生徒の大会等の参加機会の確保	2
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	2
3 生徒の安全確保	1
終わりに	1
令和5年度～7年度改革推進期間における休日の部活動の地域連携・地域移行イメージ、地域連携・地域クラブ活動イメージ図	1
全般	8
合計	80

## (3) 対応状況

対応区分	件数
① 最終案に意見や提案内容を反映させていただくもの	4
② 意見や提案内容が既に反映されているもの	5
③ 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	30
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	19
⑤ その他（①～④に該当しないもの）	6
合計	64

# 三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針（最終案 概要） ※中間案からの変更点

令和4年12月にスポーツ庁・文化庁から基本的な考え方として、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示され、令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、地域連携・地域移行に向けた環境整備のための実証事業等に取り組み、段階的な地域連携・地域移行を進めることとされた。これを受けて、三重県教育委員会では、国のガイドラインをふまえて「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」の策定を進めている。その内容については、現行の「三重県部活動ガイドライン」をベースに、国のガイドラインで示された新たな部分や地域クラブ活動について、地域連携・地域移行した場合の想定パターンや県内で先行している地域や市町の事例等を記載する。

※「三重県部活動ガイドライン」は中学生および高校生を対象とする。「新たな地域クラブ活動方針」「大会等の在り方の見直し」は公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

## ◎ 三重県部活動ガイドライン

- |                      |  |                       |
|----------------------|--|-----------------------|
| 1 学校教育の一環としての部活動     | 2 適切な部活動の運営の在り方                                    |                       |
| (1) 学校部活動の意義         | 部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、強制的に加入させることがないようにする。 |                       |
| (2) 部活動の現状と課題        | (1) 適切な活動計画の作成と共通理解                                | (5) 部活動指導の在り方の見直し※①修正 |
| (3) 安全面への配慮※参考文献⑧ 加筆 | (2) 参加大会等の精選                                       | (6) 体罰等の根絶※修正         |
|                      | (3) 休養日・活動時間の設定                                    | (7) 安全管理と事故発生時の対応     |
|                      | (4) 適切な部活動指導に向けた研修                                 |                       |

## ◎ 新たな地域クラブ活動方針

### I 新たな地域クラブ活動※修正

- 45 1 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進
- (1) 地域クラブ活動に参加を希望するすべての生徒を想定
  - (2) 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備充実、関係者間の連携体制の構築等
  - (3) 指導者の質の保障と量の確保、適切な指導の実施、指導を希望する教員等の兼職兼業※②イ 修正
  - (4) 三重県部活動ガイドライン2(1)に準じた活動内容
  - (5) 三重県部活動ガイドライン2(3)に準じた適切な休養日等の設定
  - (6) 活動場所として学校等公共施設を活用
  - (7) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減
  - (8) 怪我等が生じても適切な補償が受けられるよう保険の加入を促進
  - (9) 安全管理と事故発生時の適切かつ迅速な対応

### 2 学校との連携等

学校・家庭・地域の相互の連携・協働。地域クラブ活動と部活動との共通理解。県および市町から地域クラブ活動への指導助言。学校の設置者および校長は地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知。

### II 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた環境整備

#### 1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

- (1) 休日の活動の在り方等の検討
- (2) 関係者からなる協議会等検討体制の整備
- (3) 研修会の開催や希望する教員の兼職兼業等指導者の確保
- (4) 地域の実情に応じた段階的な体制の整備

#### 2 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

令和5～7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ

#### 3 総合的・計画的な取組

国ガイドライン・本方針を参考に、市町方針を作成し、地域移行を推進

## ◎ 大会等の在り方の見直し※項目出し

- 1 大会主催者は地域クラブ活動等も参加できるよう参加資格を見直す
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制を整備する
  - (1) 地域クラブ活動の大会等引率は、実施主体の指導者等が行う
  - (2) 教育委員会や校長は、大会等運営に従事する教員等の服務上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切な服務監督を行う
- 3 熱中症対策等、生徒の体調管理を最優先に対応する

8 審議会等の審議状況について（令和5年9月19日～11月21日）

1 三重県社会教育委員の会議

1 審議会等の名称	第2回三重県社会教育委員の会議
2 開催年月日	令和5年10月26日
3 委員	座長 池山 敦 委員 石谷 正秀 他5名（うち出席者7名）
4 諮問事項	社会教育関係者ネットワーク事業について
5 調査審議結果	<p>第1回審議の概要を報告するとともに、「社会教育関係者ネットワーク事業」について審議いただき、具体的な方策等、意見をいただきました。</p> <p>【主な意見】</p> <p>① 社会教育関係者のネットワークを構築していくには、全体のビジョンとプランが重要である。顔を合わせての交流とインターネットでの交流を組み合わせ相互に補完できるよう、うまく活用していく必要がある。</p> <p>② 市町の関係者をつなぐ広域的なネットワークで大切にすべきことは「人と人をつなぐ」ことである。単に取り組み事例を共有することにとどまるのではなく、市町の関係者が「社会教育がまちづくりや地域活性化の取組の中心的な役割を果たす」ことを認識し、それぞれの市町でネットワークが構築されるよう働きかけることが大切である。</p>
6 備考	次回開催予定：令和6年2月頃

## 2 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	第2回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	令和5年11月9日
3 委員	会長 伊藤 仁 副会長 野村 豊樹 委員 瀬戸 美奈子 早川 博子 水谷 久康 (うち出席者5名)
4 諮問事項	県立高校におけるいじめ重大事態の調査について
5 調査審議結果	令和4年度に県立高校で発生した2件のいじめ重大事態（死亡事案、運動部内で発生した事案）の調査結果について審議し、調査報告書が取りまとめられました。
6 備考	次回開催予定：未定